

おひさま保育園

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人東和福祉会

おひさま保育園 重要事項説明書

おひさま保育園(以下、「当園」といいます。)における保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 東和福祉会
所 在 地	寝屋川市宇谷町 1 番 3 6 号
電 話 番 号	0 7 2 - 8 2 4 - 0 3 4 5
代 表 者 氏 名	理事長 岸 田 幸 之 助

2 利用施設

施 設 の 名 称	おひさま保育園
施 設 の 所 在 地	寝屋川市宇谷町 1 番 3 6 号
連 絡 先	電話番号 0 7 2 - 8 2 4 - 1 0 0 5 F A X 0 7 2 - 8 2 4 - 1 0 0 4
園 長	園長 齊 藤 実
利 用 定 員 (年 齢 別)	2 歳の乳幼児 8 人 1 歳の乳幼児 6 人 0 歳の乳幼児 6 人
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
開 設 年 月 日	平成 2 9 年 7 月 1 日

3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童への保育を行うことを目的します。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 職員体制

職 種	員数	常勤 (うち有資格者)	非常勤 (うち有資格者)	備考
園長	1	1 (1)		
主任保育士	1	1 (1)		
保育士	8	6 (6)	2 (2)	
保育補助	4	0 (0)	4 (0)	
調理員	2	2 (1)	0 (0)	

※ 職員の員数等は、平成31年4月1日現在のものです。

＜各職種の主な勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	勤務表の定めによる
主任保育士	勤務表の定めによる
保育士	勤務表の定めによる
調理員	勤務表の定めによる

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 子育て家庭に対する支援

地域に開かれた保育園を目指し、地域の子育て力の向上に貢献します。

(3) 年間行事

入園式、端午の節句、夏祭り、縁日ごっこ（納涼祭り）、秋祭り、クリスマス会、節分豆まき、雛祭り、卒園式等

(1) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	水分補給	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	

※ 食事の提供方法は、自園調理です。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。

6 利用料金

(1) 特定保育の提供に係る保育料

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

※園児が満3歳となり、保育料が無償になった月より、副食（おかず・おやつ等）

費用は実費負担になりますので、月額4,500円を徴収させていただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

① 掲げる保育料のほか、別表1に掲げる費用を負担していただきます。

また、これらの他にも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いいただくことがあります。この場合、予め費用を負担いただく目的や理由について、適宜書面にてご案内いたします。お支払方法については、別途お知らせします。

② 従業員枠で利用の日曜日・祝日の登園利用料金につきましては、月額保育料を25日で日割計算し、別途徴収させていただきます。（日割額×登園回数）

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、下記の表のとおりとします。ただし、法人の諸事情により保育を休む場合がありますが事前にご連絡を差し上げます。

従業員枠	月曜日から日曜日（祝日も含む）までの、従業員勤務表に定めのとおり。
地域枠	月曜日から土曜日まで。（祝日、年末年始12月29日～1月3日は休み）

8 開園日・開園時間・保育提供時間・延長保育時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

開園日	開園時間	保育提供時間	延長保育時間
月曜日～ 日曜日	7時00分～ 18時00分	保育標準時間 7時00分～ 18時00分	18時00分～ 19時00分
		保育短時間 8時00分～ 16時00分	7時00分～ 8時00分 16時00分～ 18時00分

※ 保育提供時間を超えて、保育が必要な場合はあらかじめ定めた時間の範囲内で延長保育(時間外保育)を提供いたします。

※ 延長保育(時間外保育)を利用される場合は、通常の保育料の他に、別途延長保育を徴収いたします。

9 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,107,97㎡
	園庭	235,94㎡
園舎	構造	木造
	延べ面積	188,24㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	たまご組(満0歳児組)、ひよこ組(満1歳児組)
保育室	1室	あひる組(満2歳児組)
予備保育室	1室	こっこ組
調理室	1室	
医務室	1室	
沐浴室	1室	

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、支給認定の要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡し合うために連絡帳を活用します。

月に1回、当園の園だよりを発行し、園の行事や連絡事項などをお知らせいたします。

1 2 健康診断等について

(1) 健康診断・歯科検診

年2回、嘱託医が検診を行います。

(2) 身体測定

毎月、身長・体重の測定を行います。

1 3 嘱託医

(1) 内 科

医療機関の名称	社会福祉法人東和福祉会附属診療所
管理医師名	樋 野 剛 司
所 在 地	寝屋川市宇谷町1-36
電 話 番 号	072-824-0345

(2) 歯 科

医療機関の名称	川口歯科医院
医 院 長 名	川 口 幸 成
所 在 地	寝屋川市松屋町20-35
電 話 番 号	072-837-5888

1 4 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い、嘱託医または主治医へ連絡するなどの措置を講じます。

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防火管理者	奥 田 和 美
防災設備	・ 自動火災報知機、誘導灯、非常警報装置 ガス漏れ報知機、煙感知器 ・ その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 6 個人情報の保護

- (1) 当園は、利用子ども又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 当園が得た利用子ども又はその家族の個人情報については、保育の提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

1 7 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する定期的な研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

1 8 業務継続計画の策定等

- (1) 当園は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する保育の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 当園は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 当園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 9 感染症対策

当園において、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置講じるものとする。

- (1) 当園における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当園における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当園において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

20 カスタマーハラスメントへの対応

当園では、お子さまの健やかな成長を守り、安全で質の高い保育を提供するため、保護者の皆様と緊密な信頼関係を築き、共に協力していくことを大切にしております。

しかしながら、園児の家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為(以下「カスタマーハラスメント」という。)について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な保育サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

(1)前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。ただし、これらに限られるものではない。

- ① 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
- ② 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
- ③ 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
- ④ その他、職員の就業環境を著しく害する行為

(2)当園では、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

(3)当園では、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

(4)カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

21 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・ 窓口担当者 齊藤 実	
	・ ご利用時間 9：00 ～ 18：00	
	・ 電話番号 072－824－1005	
	・ F A X 072－824－1004	
※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	安藤俊樹	電話番号 072－824－0345
		社会福祉法人東和福祉会 理事

2 2 賠償責任保険の加入

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	保育園が誤って園児その他の第三者に損害を与えた場合、保育園が支払うべき法律上の損害賠償金を保険金としてお支払する保険です。

2 3 連携施設

連携施設の種類	保育所
名称	明德保育園
所在地	寝屋川市明德2丁目11-18
連携協力の概要	本園卒園後の受け入れ

連携施設の種類	保育所
名称	たちばな保育園
所在地	寝屋川市木田町2丁目8
連携協力の概要	本園卒園後の受け入れ

〔別表1〕

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
行事に係る教材費用	園行事に直接かかる実費	随時お知らせを致します。

2 延長保育(時間外保育)に係る利用者負担

(1) 従業員枠の方

① 利用料(利用者負担)

保護者が居住する市町村が定める利用料から 5,000 円の割引とする。

② 延長保育料

延長保育時間	保育標準時間の方		保育短時間の方
	月額最大	日 額	
7:00～8:00	30分	150円	150円／30分
16:00～18:00	60分	250円	150円／30分
18:00～18:30	1,000円	100円	150円／30分
18:30～19:00	2,000円	200円	150円／30分

(2) 地域枠の方

①利用料(利用者負担)

保護者が居住する市町村が定める利用料

② 延長保育料

延長保育時間	保育標準時間の方		保育短時間の方
	月額最大	日 額	
7:00～8:00	30分	300円	300円／30分
16:00～18:00	60分	600円	300円／30分
18:00～18:30	1,600円	300円	300円／30分
18:30～19:00	2,600円	600円	300円／30分

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者（名称）：社会福祉法人 東和福社会

代表者（氏名）：理事長 岸田 幸之助 印

事業所（名称）：おひさま保育園

事業所（所在地）：大阪府寝屋川市宇谷町1-36

園長（氏名）：齊藤 実

私は、書面に基づいておひさま保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

園児氏名 :

保護者氏名： _____ 印 _____

園児から見た続柄：